

さいたま市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 8 月26日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第 99 号

さいたま市物品会計規則の一部を改正する規則

さいたま市物品会計規則（平成 15 年さいたま市規則第 99 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(物品の区分) 第 4 条 物品は、次に掲げる区分に従い、整理しなければならない。 (1) 備品 性質形状を変えずに比較的長期間継続して使用保存できるものであつて、1 品の取得価格が <u>5 万円</u> 以上のもの及び会計管理者が指定するもの (2) 消耗品 使用により消耗されるもの、損傷しやすいもの及び長期間の保存に耐え得ないもの並びに性質形状を変えずに比較的長期間継続して使用保存できるものであつても、1 品の取得価格が <u>5 万円未満</u> のもの（前号の会計管理者が指定するものを除く。） (3)～(5) [略]	(物品の区分) 第 4 条 物品は、次に掲げる区分に従い、整理しなければならない。 (1) 備品 性質形状を変えずに比較的長期間継続して使用保存できるものであつて、1 品の取得価格が <u>2 万円</u> 以上のもの及び会計管理者が指定するもの (2) 消耗品 使用により消耗されるもの、損傷しやすいもの及び長期間の保存に耐え得ないもの並びに性質形状を変えずに比較的長期間継続して使用保存できるものであつても、1 品の取得価格が <u>2 万円未満</u> のもの（前号の会計管理者が指定するものを除く。） (3)～(5) [略]

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。